

家計急変理由書

令和 年 月 日

保護者等氏名	
対象となる 高校生等氏名	
学校名	

- 次の理由により、保護者等全員の年収見込が「住民税非課税に相当」、「年収 270～380 万円に相当」又は「年収 380～490 万円に相当」することとなったため、神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）を申請します。
- 家計急変世帯対象給付に係る提出書類一式の記載内容は事実と相違ありません。
- 申請後に年収見込が「住民税非課税に相当」、「年収 270～380 万円に相当」又は「年収 380～490 万円に相当」しなくなった場合は速やかに申請書類の提出先まで申し出ます。

（自署 保護者 1 人目）

（自署 保護者 2 人目）

1 申請理由 該当するものいずれか一つに「○」をつけてください。

申請理由によって、発生事由を確認する書類（**3 提出書類一覧表参照**）の提出が必要です。

①	（給与所得者） 会社都合の退職、雇止めの場合
②	（個人事業者） 自ら経営する会社等を破産手続開始又は廃業した場合
③	被災等による場合
④	保護者等の傷病等により収入が減少した場合
⑤	保護者等が障害者認定を受けたことにより収入が減少した場合
⑥	保護者等の離婚により収入が減少した場合（別居等は対象外）
⑦	保護者等の死別により収入が減少した場合
⑧	保護者等が行方不明による場合

2 家計急変の事由発生日※（令和 7 年 1 月から令和 8 年 12 月までの間）

令和	年	月	日
----	---	---	---

※ 事由発生日とは、1 申請理由の区分①～⑧に対応する次の日付

- ①「離職日」、②「破産手続開始決定日」又は「廃業届受理日」、③「（罹）被災年月日」、④「発病受傷日」又は診断書・勤務状況証明書の「発行日」、⑤「障害者手帳交付日」（再交付日ではない）、⑥「離婚日」、⑦「死亡日」、⑧「行方不明届受理日」

<裏面あり>

3 提出書類一覧表（このページ以降提出不要）

◎…提出必須 ○…いずれかを提出 △…該当する場合にのみ提出

項番	提出書類	添付書類・留意事項		
1	高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式）	申請者が記入した 原本		◎
2	振込先登録用紙（第2号様式）	振込口座番号等が分かる通帳ページ等の写しを貼付する		◎
3	国籍、在留資格確認書類	令和8年度就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金結果通知書。 ただし、令和8年中発行の住民票の写し（ 原本 ）、在留カード（コピー）又は特別永住者証明書（コピー）。でも可。		◎
4	家計急変理由書（様式 A） 右の書類（コピー可）を添付 ※作成先の押印不要	会社都合の退職、雇止め	雇用保険受給資格者証又は会社発行の退職証明書で離職理由の記載があるもの。	○
		自らが経営する会社の破産、倒産	破産手続開始決定通知書、個人事業廃業届出書	
		被災等	罹災証明書又は被災証明書（市町村発行のもの）。	
		長期療養	医師の診断書（病院が発行したもので、連続で90日以上就労が困難であることが記載されているもの）又は会社の勤務状況証明（会社が発行したもので連続で90日以上就労が困難であることが記載されているもの）。	
		障害者認定	障害者手帳	
		死亡	除籍謄本又は死亡診断書（死体検案書）	
		離婚	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	
		行方不明	行方不明者届（旧搜索願）の写し（届け出をした警察署に自己開示請求して発行された警察受領印のあるもの）	
5	家計急変前の収入証明書類（※7） 右の書類（コピー可）を添付	<保護者等全員分（父母がいる場合、父母2名分）> 令和8年度の市民税・県民税課税証明書（ 扶養親族の内訳 の記載が省略されていないもの）		◎
6	家計急変後の収入証明書類 右の書類を添付 （※7）	給与所得者	・勤務先作成の給与見込証明書の 原本 で勤務先の押印がされたもの（ 様式 B 又は勤務先作成の任意様式）（※2） <勤務先が証明書を作成できない場合のみ>	○

		・申請者が作成した様式 B に次の書類を添付する。 ・給与明細、賞与支給明細又は源泉徴収票（いずれもコピー可）（※ 3）	○
	個人事業者	・税理士又は公認会計士作成の証明書の <u>原本</u> （※ 2） ＜税理士又は公認会計士の作成した証明書の提出ができない場合のみ＞ ・申請者が作成した様式 C（様式 C 別添含む）及び ・帳簿等（売上・経費が分かるもののコピー）（※ 3）	
7	扶養誓約書（様式 D）（※ 4）	健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係の者を記入する。	◎
8	無職（無収入）であった期間の証明書類（※ 5）	雇用保険受給資格者証（全ての面）、傷病手当支給決定通知書（振込通知書）又は遺族年金振込通知書等	△
9	収入状況申立書（様式 E）	上記 7 に加入していない等で、無職（無収入）であった期間を証明する手立てがない方（※ 6）のみ提出	△
10	委任状（未済用）	学校納付金に未済がない場合は不要	△
11	委任状（権限委譲用）	振込先指定口座が保護者等や生徒本人の場合は不要	△

- （※ 1）家計急変事由発生日が令和 8 年 7 月 1 日以前の場合は令和 8 年 7 月 1 日。令和 8 年 7 月 2 日以降の場合は、家計が急変した月の翌月（家計急変事由発生日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の 1 日。
- （※ 2）令和 8 年 1 月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの証明が必要です。税理士・公認会計士に証明書の作成を依頼する際は、様式 C の記載内容を盛り込むよう依頼し、あわせて記名押印もしてください。
- （※ 3）令和 8 年 1 月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの給与明細、賞与支給明細又は源泉徴収票（個人事業者の場合は帳簿等）の提出が必要です。ただし、12 月までの収入の確認が必要と判断した場合は、別途提出を依頼することがあります。
- （※ 4）家計急変後の収入が非課税になる場合のみ
- （※ 5）保護者等の非課税所得のみで生計を立てていた等の場合は、その期間を証明するために必要です。
- （※ 6）退職後、再就職までの間に専業主婦（夫）等の期間があった方等。
- （※ 7）家計急変事由ごとに書類提出を要する方は次表のとおり

家計急変事由	令和 8 年度課税証明書	家計急変後の収入証明書類
会社都合の退職、雇止め	保護者等全員分	家計急変事由が発生した方の保護者のみ
自らが経営する会社の破産、倒産	保護者等全員分	家計急変事由が発生した方の保護者のみ
被災等	保護者等全員分	保護者等全員分
長期療養	保護者等全員分	家計急変事由が発生した方の保護者のみ
障害者認定	保護者等全員分	家計急変事由が発生した方の保護者のみ
死亡・離婚・行方不明	ひとり親となった保護者等のみ	ひとり親となった保護者等のみ

必要と判断した場合は、個別の確認や追加で書類提出の依頼をすることがあります。